

自動振替規定
新旧対照表

※下線部が改定箇所

(新)	(旧)
<p>(預託先口座の設定)</p> <p>第11条 信用取引口座を開設しているお客様は、あらかじめ、新規に現物株式等を買付けた際に預入れる口座（以下、「預託先口座」といいます。）を設定しなければならないものとします。<u>(お客様口座にて受渡が完了していない注文の有無や貸株サービスの設定状況を考慮し、信用取引口座または保護預り口座のいずれかがあらかじめ設定されています。)</u></p>	<p>(預託先口座の設定)</p> <p>第11条 信用取引口座を開設しているお客様は、あらかじめ、新規に現物株式等を買付けた際に預入れる口座（以下、「預託先口座」といいます。）を設定しなければならないものとします。<u>(本規定の承認と同時に新規に信用取引口座を開設したお客様は、保護預り口座があらかじめ設定されています。)</u></p>
<p>(2018年<u>9月</u>)</p>	<p>(2018年<u>7月</u>)</p>

以上